



いつもお世話になっております。今月号の事務所だよりをお届けしますので、ご査収下さいますようお願い申し上げます。

## 小規模企業共済と中小企業倒産防止共済の改正について

上記の制度は独立行政法人 中小企業基盤整備機構が運営しています。

### 小規模企業共済

第174回通常国会において、平成22年4月14日に「小規模企業共済法の一部を改正する法律」が成立し、21日に公布されました。

平成23年4月までに施行されることとされていますが、施行日や制度の細かな内容につきましては、今後、政令や経済産業省令等によって定められます。詳細につきましては、決まり次第お知らせして参ります。

#### <改正内容>

小規模企業共済制度の加入対象者に追加される**共同経営者**について、所要の法律改正を前提に、次の措置を講ずる。

イ 共同経営者が支払った掛金については、その全額を所得控除の対象とする。

ロ 共同経営者が支給を受ける分割(年金)払いの共済金等については、公的年金等控除を適用し、一括払いの共済金等については退職手当等とみなす。というものです。

つまり、現在の制度では、個人事業の場合、小規模企業共済には事業主しか加入できません。これを共同経営者も加入できるようにしようというわけです。共同経営者って誰なんだということになりますが、昨年審議された内容を見てみますと、配偶者や子供などの**専従者をイメージ**しているようです。2人を上限に加入を認める方向のようです。

小規模企業共済は事業主用の退職金積立で、経費(所得控除)にできますので節税に持ってこいの制度で、実質利回りはものすごく、掛け金の15~50%の節税効果もあります。

### 中小企業倒産防止共済

中小企業倒産防止共済 法律改正の一部施行のお知らせ(共済事由の拡大)平成22年6月2日  
独立行政法人 中小企業基盤整備機構によるとこちらの共済制度も改正される予定です。

#### <改正内容>

平成23年10月までに実施される改正内容共済事由の拡大以外に、平成23年10月までに以下の改正が行われます。これらの具体的な改正内容や時期につきましては、今後、政令や経済産業省令等によって定められます。詳細につきましては、決まり次第お知らせします。

改正事項 -----現行----- 改正後

- (1) 共済金の貸付限度額の引上げ 3,200万円 から 8,000万円 (予定)
- (2) 掛金の積立限度額の引上げ **320万円 から 800万円** (予定)
- (3) 掛金月額上限の引上げ 8万円 から 20万円 (予定)
- (4) 償還期間上限の延長 5年 から 10年 (上限)  
(貸付額に応じて設定)
- (5) 早期償還手当金の創設 - 新設 (予定)
- (6) 申込金の廃止 申込金が必要から申込金は不要になる (予定)